

(仮称) 公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟基本計画の策定について

6月13日の文教社会常任委員会にて「(仮称) 公園案内棟/喫茶/工房・アート体験棟 基本計画(案)の作成」についてご報告をいたしました。その後、基本計画(案)へのご意見を募集し、この度基本計画(資料1)を作成しましたのでご報告します。なお、ご意見募集の結果については、以下のとおりです。

1 ご意見の募集期間

2022年6月15日(水)から2022年7月14日(木)まで

2 ご意見募集の実施方法

- (1) 町田市ホームページ
- (2) 資料閲覧・配付(市庁舎、子どもセンター、市民センター、図書館等全30箇所)
- (3) 「広報まちだ」(2022年6月15日号)にご意見募集実施を掲載
- (4) その他、「made in serigaya」メーリングリスト登録者やSNSフォロワーに周知

3 寄せられたご意見(資料2)

電子メール、ファックスを通じて、18名の方から42件のご意見をいただきました。

「4 主な意見」は、ご意見を項目ごとに整理したものです。

なお、(仮称)国際工芸美術館、アート・出会いの広場、駐車場整備など、(仮称)公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟基本計画(案)以外に対するご意見が、6名の方から18件ありました。

4 主なご意見

番号	ご意見の種類	件数
1	将来への期待	3件
2	理念・ビジョン	4件
3	(仮称)公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟での活動内容	4件
4	基本計画のつくり方	2件
5	建設地	2件
6	自然・緑	10件
7	(仮称)公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟の設計内容	3件
8	市民等意見・市民との話し合い	10件
9	工房移転の必要性	3件
10	工事について	1件

5 スケジュール

- ・ 2022年度から2023年度
「(仮称) 公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」基本・実施設計
- ・ 2024年度から2025年度
「(仮称) 公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」建設工事予定
- ・ 2025年度
「(仮称) 公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」オープン予定

芹ヶ谷公園 "芸術の杜" パークミュージアム
「(仮称) 公園案内棟 / 喫茶 / 版画工房 / アート体験棟」基本計画

目次

§ 1：基本計画策定の背景と目的

1-1：基本計画策定の背景

1-2：基本計画の位置づけ

1-3：基本計画策定の目的

§ 2：施設整備の基本的な考え方

2-1：施設のコンセプト

2-2：計画の条件

(1) 計画敷地及び施設建設の条件

(2) 関係する法規制等

§ 3：施設機能の考え方

3-1：各機能の目指す役割について

(1) 工房機能

(2) サービス機能

(3) マネジメント機能

§ 4：施設のあり方

4-1：基本的な考え方

4-2：全体のイメージ

§ 5：計画推進に向けて

5-1：事業のスケジュール

§ 付属資料（専門家や利用者の意見等）

1：基本計画の策定にあたって

2：意見交換やアンケート

§ 1 : 基本計画策定の背景と目的

▶（仮称）公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟の基本計画策定の背景

すべてにおいてオンライン化が進む今、人々の関心は、モノの消費からコトの消費へと変わってきています。体験や経験に価値を感じ、それをだれかと共有しともに楽しむこと。その体験が気軽に楽しめるものであったり、「ここでなきゃ」と思えるものであること、それが人々を惹きつけます。

公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟は、パークミュージアムへの玄関口であり、公園来園者、施設利用者、周辺地域の方々などを始め、パークミュージアムに興味を持つ全ての人々へ開かれた施設です。

豊かなみどりと二つの美術館を望むように建つ建物は、施設内の雰囲気外部からも感じられ、人の活動の様子や雰囲気を体感できます。「自分も工房を利用してみよう」「自分も芹ヶ谷公園に繰り出して何か新しいことをやってみよう」といった興味・関心・感動の“種”を育て、心を養うきっかけづくりができる空間となります。

そして、この建物から、人々が“種”をもって芹ヶ谷公園へ行くことで、自分だけのお気に入りの場所で寛ぐ、広場で遊ぶ、みどりを感じながら創作活動に打ち込む、芹ヶ谷公園ならではのアートを発見するなど、色とりどりのアートや活動が芽吹き、素敵な風景が公園全体に広がっていきます。

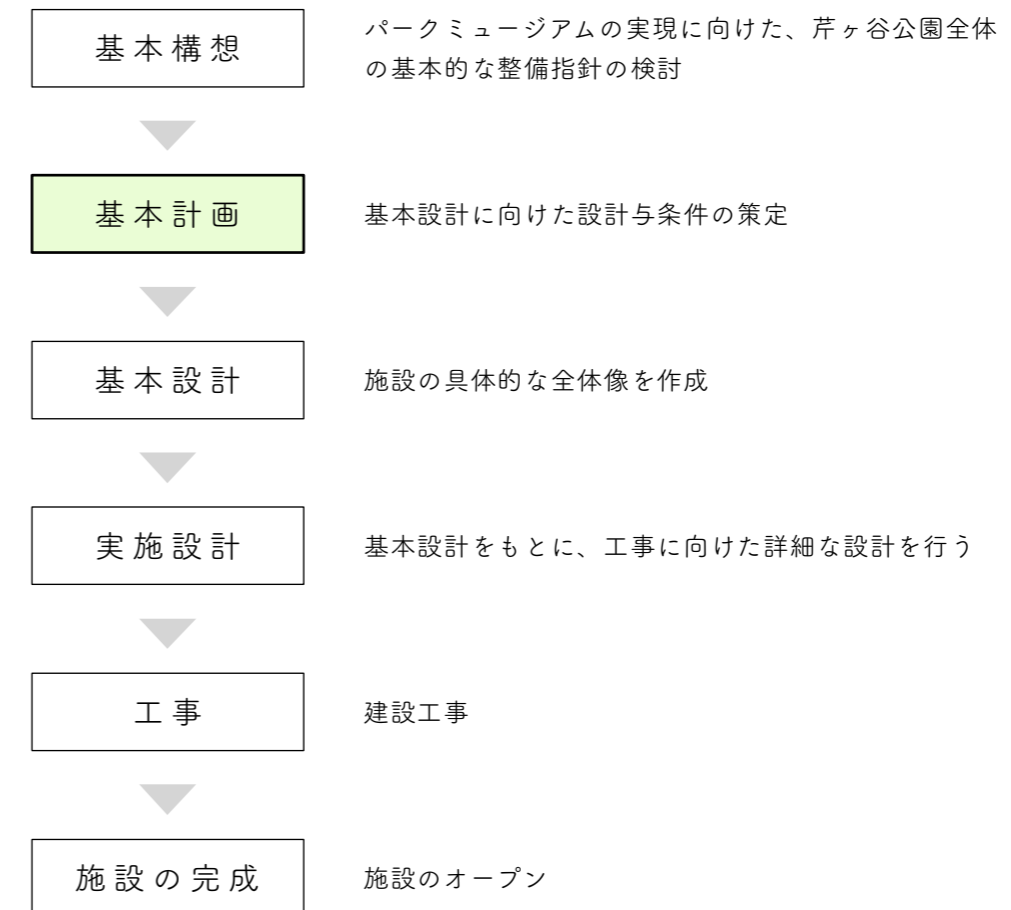
また、1987年の開館以来、国際版画美術館は「鑑賞」「創作」「発表」の機能を一体的に提供するという役割を担ってきました。版画に加えてガラスや陶磁器などの制作もできる新しい工房と二つの専門美術館とを密接に連携、一体化させることで、これまでの役割をより発展・継承させていきます。

「（仮称）公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」は、この場所ならではの体験や過ごし方が出来る芹ヶ谷公園、みんなでつくる”パークミュージアム”の実現にふさわしい拠点となることを目指します。

▶基本計画の位置付け

「（仮称）公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」の基本計画では、芹ヶ谷公園の一体的整備の基本構想でまとめたコンセプトをもとに、パークミュージアムへの玄関口として、人々へ開かれた施設となるように検討を行います。そのために、目指すべき施設の将来像や求められる機能をより具体化し、基本設計へと反映していく事項の整理を行います。

「（仮称）公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」の設計～施設完成までの流れ



公園と連続し、パークミュージアムへと 美術活動を展開する拠点「美術エリア」

「パークミュージアム」は、通常の博物館や美術館のように展示されているものを鑑賞するだけでなく、町田の多様な文化芸術の活動や公園の豊かな自然を体験しながら学び楽しむことができる新しい体験型の公園を意味しています。特徴的な谷戸地形や緑、湧水など、芹ヶ谷公園の恵まれた自然を感じながら、誰もが多様なアート活動に五感を通じて触れられる“ここならではの”体験を提供します

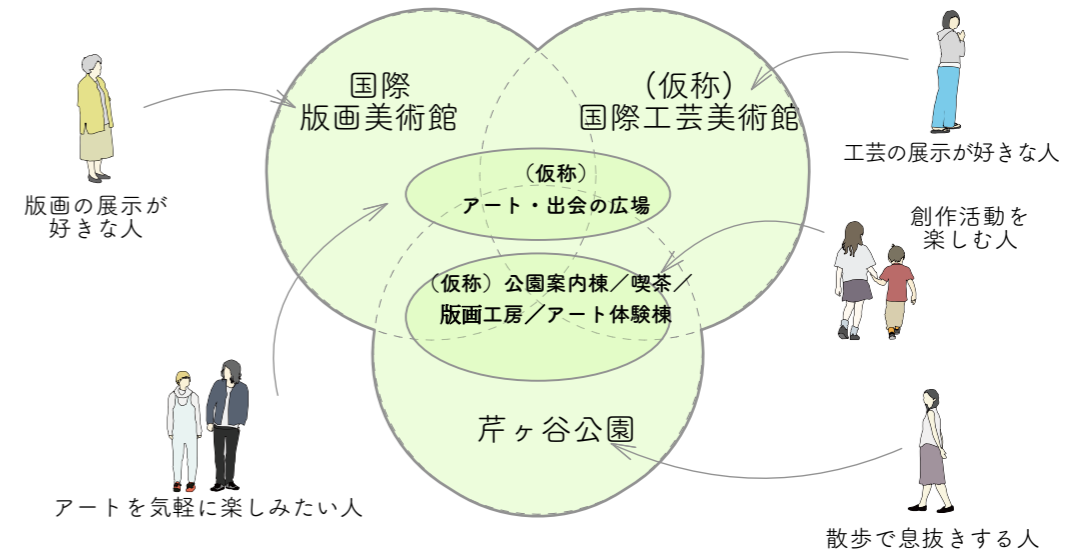
▶谷のロビーを中心とした美術エリアの形成

美術エリアには、パークミュージアムに美術活動が展開していく場として、(仮称)国際工芸美術館の整備とあわせて新たに「(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」や「(仮称)アート・出会いの広場」など、美術活動をより身近に感じられる場や、多様な創作活動が行える場を整備します。



▶(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟がつなぐ文化・芸術活動

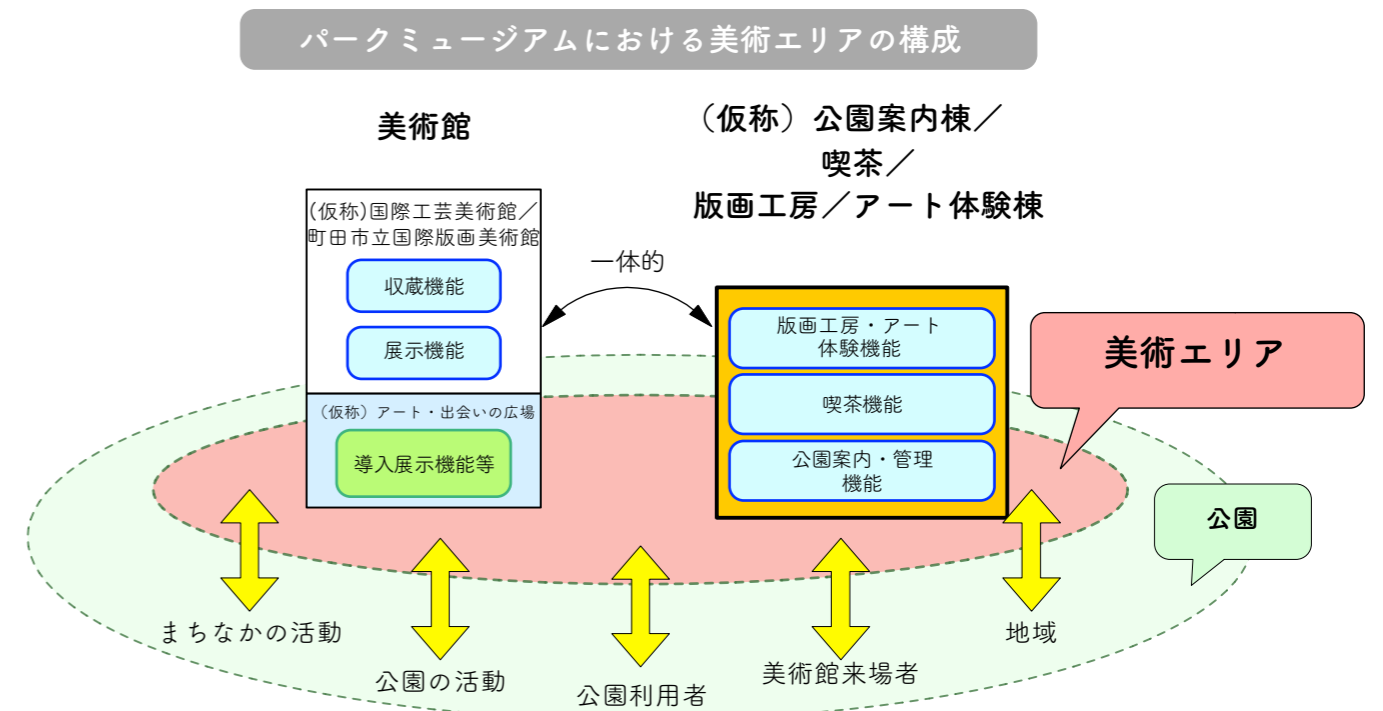
(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」や「(仮称)アート・出会いの広場」は、2つの美術館と公園の活動や空間の繋がりを生み出し、より多くのひとが集い、多様な文化芸術に親しむ場と機会を提供します。



▶美術エリアに様々な機能を再配置します

美術館のコアとなる機能(展示・収蔵等)を中心としたコンパクトな(仮称)国際工芸美術館を整備する一方で各種のサービス機能や工房等の体験や教育普及機能については公園全体の施設や機能と一体的に捉え、効果的・効率的な機能の再配置を行います。

公園内に展開された機能はパークミュージアムの体験・活動ステージとなり、公園に求められる機能を充足するとともに、公園を訪れる多様な人々が気軽に文化芸術に触れられる場になります。

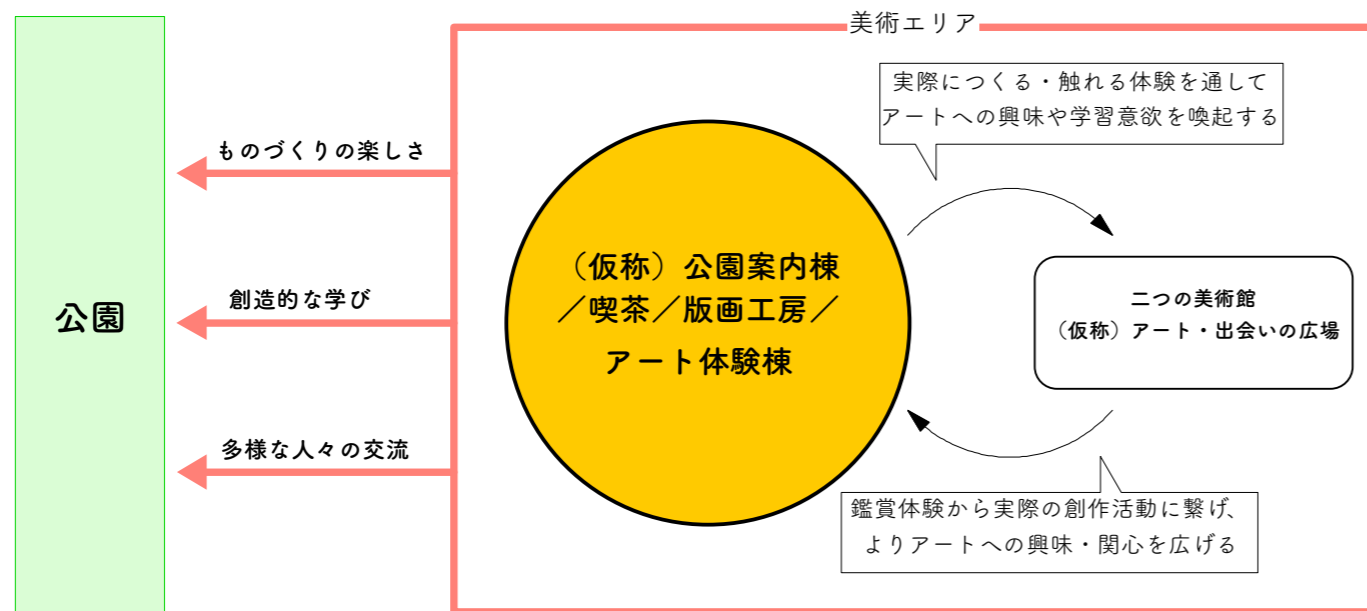


§ 2 : 施設整備の基本的な考え方

▶施設のコンセプト

子どもから大人まで、「アート」の楽しさ、「創造」の喜び、「滞在」の心地よさを体験できる、パークミュージアムの玄関口

パークミュージアムの美術エリアにおける創作や体験を担う拠点「（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」、工房機能を中心に、多様な世代の人々がアートに触れ合うことができる様々な機会を提供していきます。また、パークミュージアムの総合案内や美術エリアにおける創作・体験活動が集約した玄関口として、アートや芹ヶ谷公園の情報・魅力を提供していきます。



▶施設のミッション 施設の普遍的な目的について

子どもから大人まで、楽しみながら創作活動に取り組むことで、創造的な文化を育み、発展させていく。

パークミュージアムでは、町田ならではの魅力的な文化と出会える取り組みを展開していきます。そのなかでも、（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟は、特に版画・ガラス・陶芸などの創作活動を通じて、創造的な営みとしての文化を育て、次代に繋いでいくことを目指します。

ふらっと立ち寄ってみたいくなる居心地の良い空間と、多様な人々の活動や様々な体験を肌で感じることができる空間を提供し、ここに来るだけで、誰もがつながるきっかけを得られる。

園内にある施設と連携し、飲食機能をはじめとした魅力的な滞在空間を創出していきます。また、公園と美術館を楽しむためのサポート運営も充実させ、様々な人の公園における利用ニーズと、活動やアート体験を通じた多様なアート・カルチャーの機会を体現し、活動の輪を地域に還元していくことを目指します。

▶施設のビジョン 施設によって実現したい目標について

【創作】 1. 誰もがものを作る楽しさを体験できる

版画や工芸の分野はアートの中でも特に様々な機材を活用したり、多様な技法を駆使しながら表現に取り組みます。それらを中心とした「ものをつくる楽しさ」を、本格的な創作から気軽な体験まで、多様な人々が体験できることを目指します。

【学び】 2. 誰もが創造的な活動から学びを得られ、成長することができる

実際に手を動かしながら創作に取り組むことで技能の上達はもちろん、そこから全く新しい「学び」を得ることができると考えます。子どもたちはもちろん、初心者から上級者まで誰もが創作活動を通じて、この拠点で混ざり合い、お互いに学び合うことで新しい発見が生まれる環境を目指します。

【居場所】 3. 誰もが気軽に訪れる場所となり、美術や自然に囲まれた時間を過ごすことができる

創作する強い目的がなくても、パークミュージアムにおける居場所や拠点として、誰もが気軽に訪れることができる開かれた場となることで、創造的な環境から主体的に創作意欲が誘われ、創作的活動に参加したくなるような場づくりを目指します。

【交流】 4. 創造的な活動を通して、多様な人々が交流できる

拠点における創造的な活動を通じて、新たな人と人との繋がりやコミュニケーション、コミュニティなどの交流を創出することで、この拠点での取り組みを持続可能で価値ある、町田の「文化」として育んでいくことを目指します。

【共生】 5. 多様な価値観を認め合う共生社会の実現に寄与できる

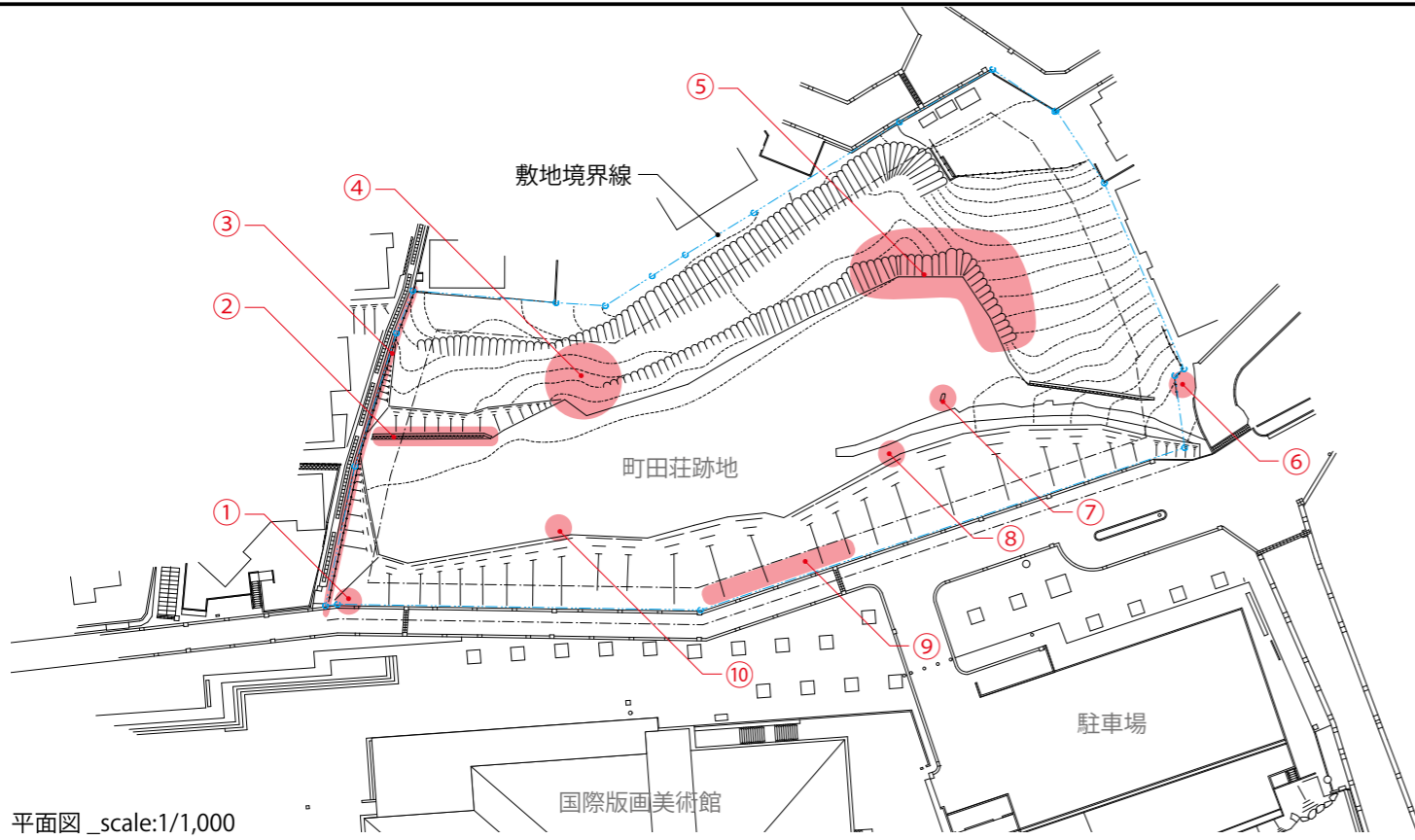
年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが活躍できる共生社会を目指します。多様な人々が交流することで、障がい者の社会参画の推進だけでなく、「心のバリア」を取り除き、共生社会の実現を目指します。

2-2 : 計画の条件 (1) 計画敷地及び施設建設の条件

敷地の状況把握と共に、崖地の法的整理を行なった。



2-2：計画の条件 (1) 計画敷地及び施設建設の条件

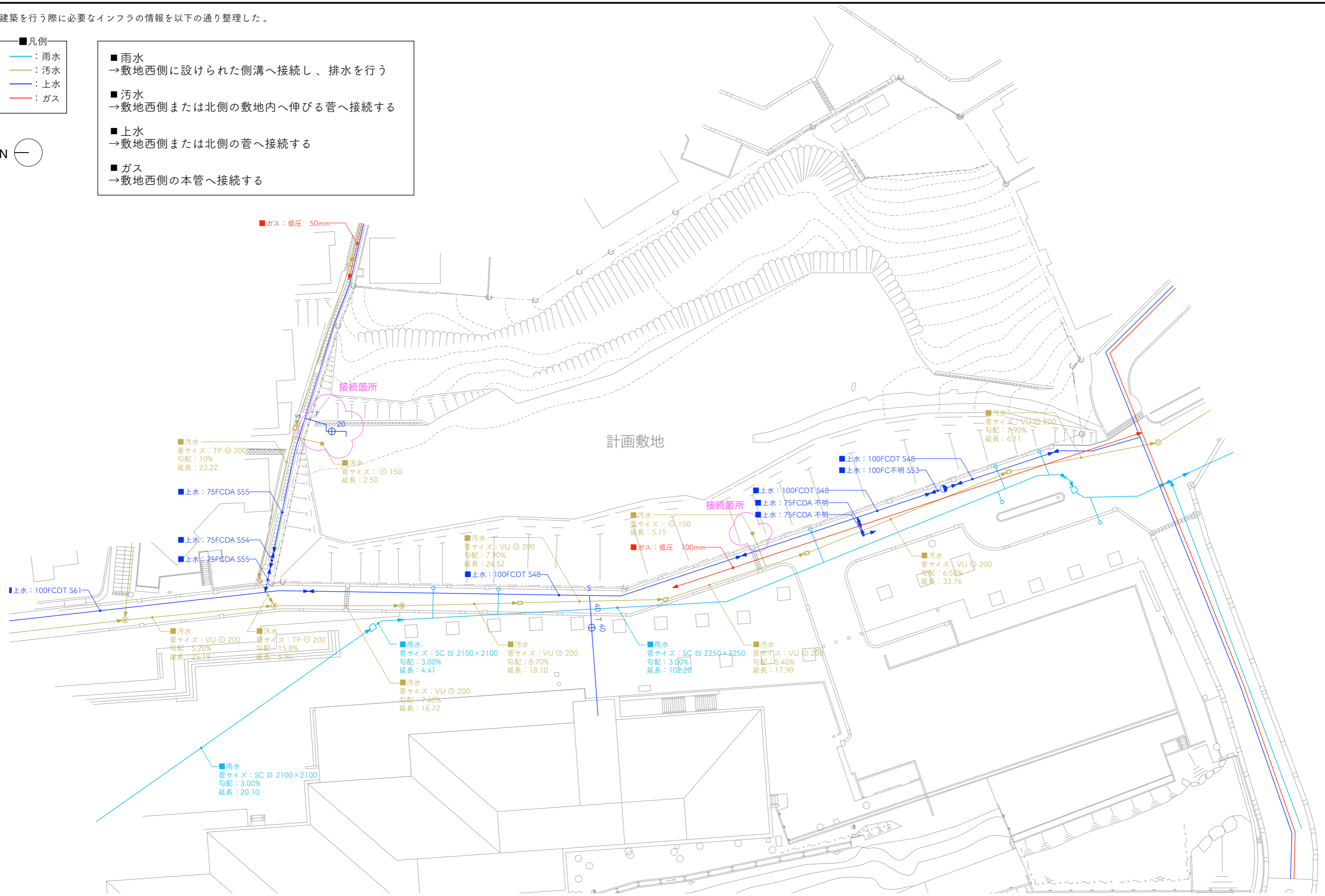


2-2：計画の条件 (1) 計画敷地及び施設建設の条件

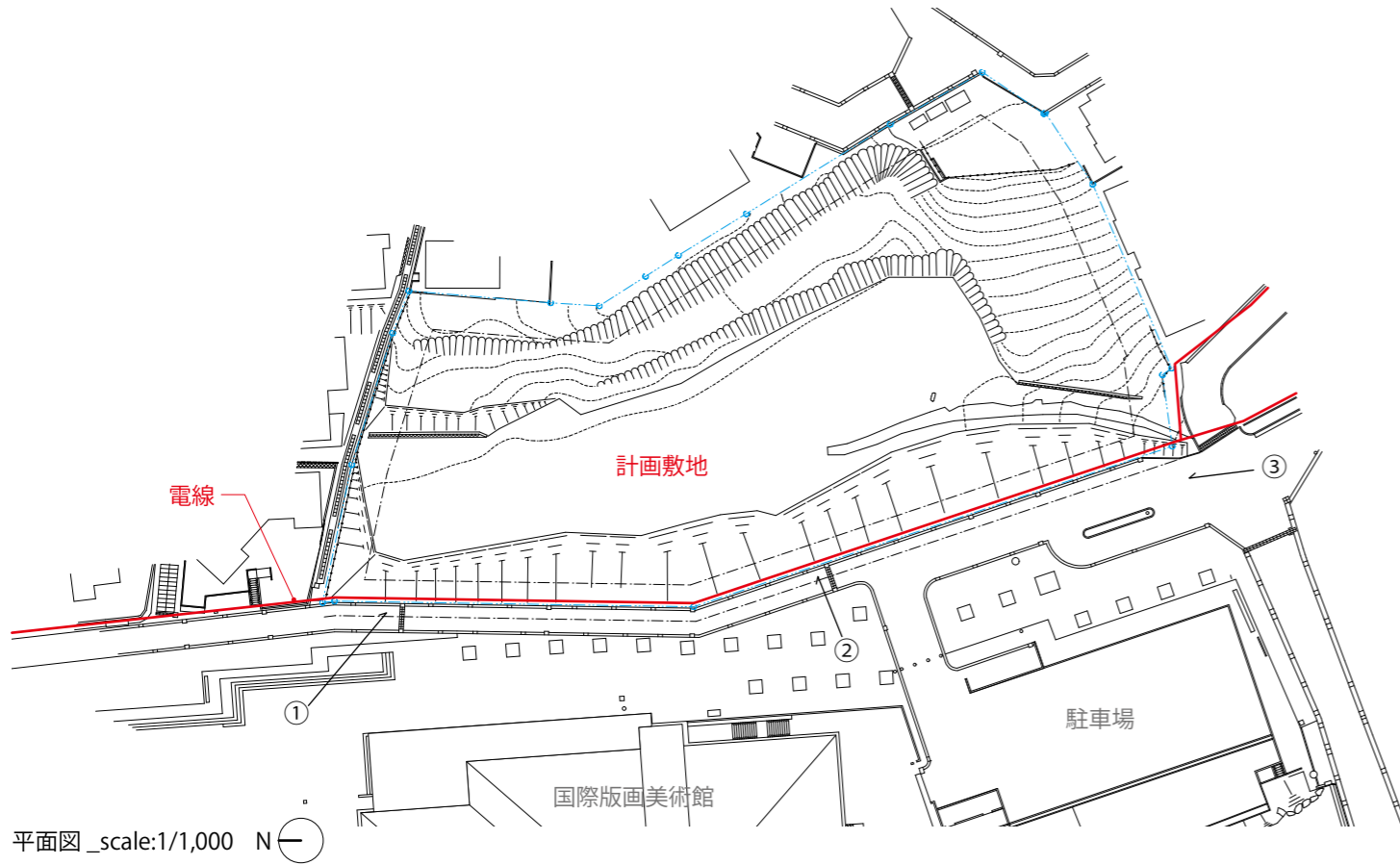
建築を行う際に必要なインフラの情報を以下の通り整理した。

- 凡例
- : 雨水
 - : 汚水
 - : 上水
 - : ガス

- 雨水
→敷地西側に設けられた側溝へ接続し、排水を行う
- 汚水
→敷地西側または北側の敷地内へ伸びる管へ接続する
- 上水
→敷地西側または北側の管へ接続する
- ガス
→敷地西側の本管へ接続する



2-2：計画の条件 (1) 計画敷地及び施設建設の条件



△写真①

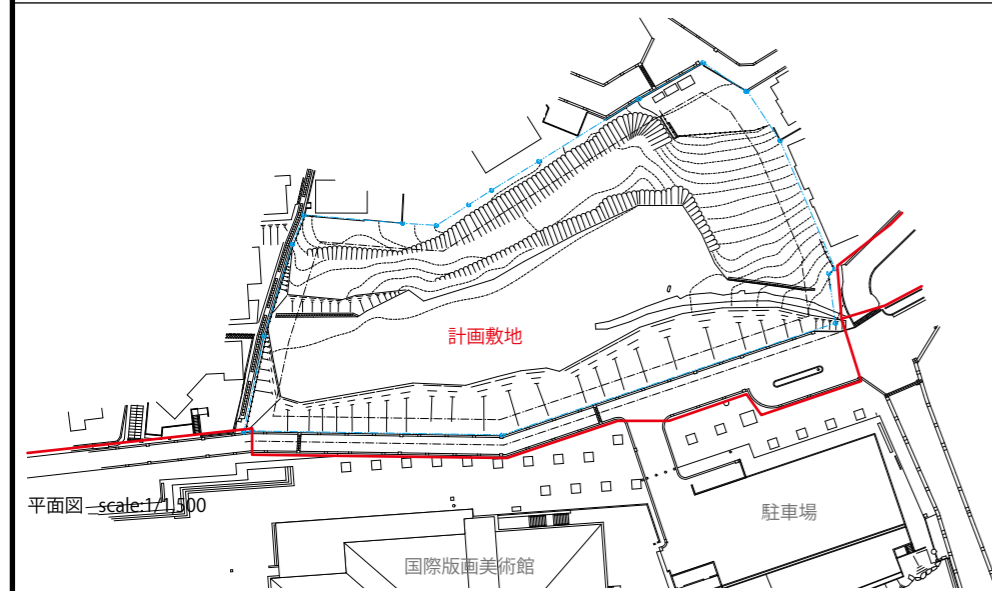


△写真②



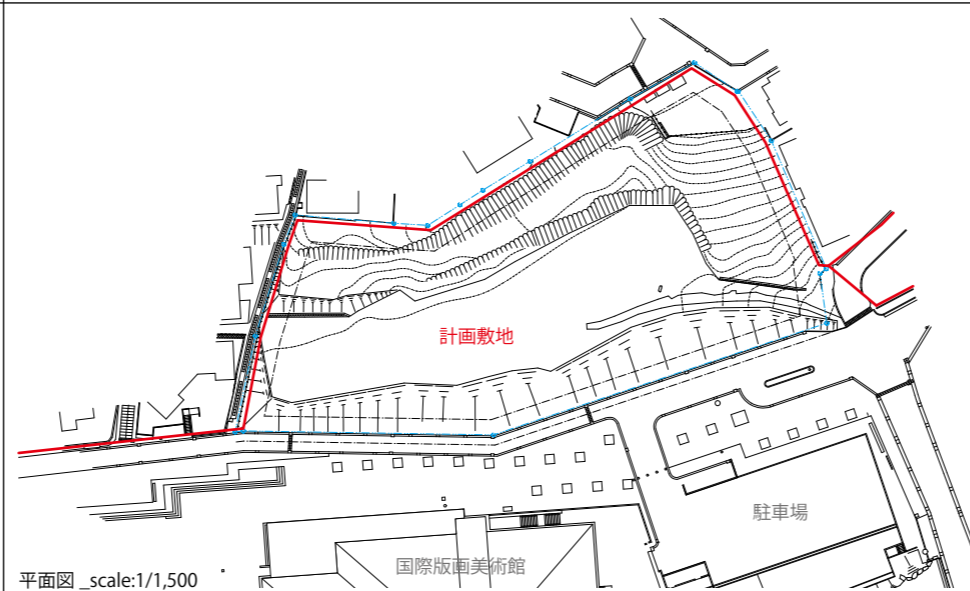
△写真③

A 案：電柱移設案



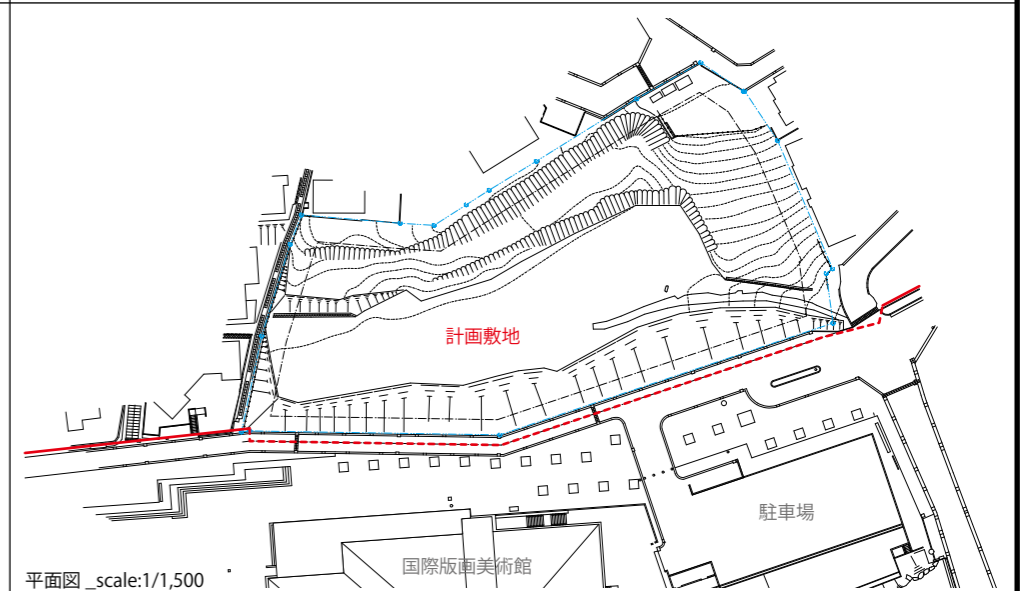
- メリット
- ・電線の移設距離が近い→工事費が他案に比べて安い
- デメリット
- ・景観の改善なし
- ・電柱設置のため、舗装のやりかえが必要
- ・災害時の倒壊リスクあり

B 案：裏配線案



- メリット
- ・景観が改善される
- デメリット
- ・土砂災害警戒区域への設置となる→崖地への対策が必要となる可能性あり
- ・災害時の倒壊リスクあり

C 案：電線地中埋設案



- メリット
- ・施工時の影響がなくなる
- ・景観が改善される
- ・災害の被害が軽減される
- デメリット
- ・工事費が架空電線に比べて高い
- ・工事の責任区分の設定が難しい
- ・災害時の復旧が遅い

2-2：計画の条件（2）関係する法規制等

（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟に係る法規について、整理を行った。

敷地条件

敷地面積	5,212.83m ²
都市計画区域区分	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
高度地区	第一種高度地区
防火地域	22条地域
建蔽率	40%
容積率	80%

建築基準法_集団規定

項目	条・項・号	タイトル	内容
用途制限	法第48条第1項	用途地域等	建築可能な用途を定める（詳細は下段参照）
容積率	法第52条第1項一号	容積率 （仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟	延べ床面積を 4,170.264m ² (=5,212.83m ² ×0.8) 以下としなければならない
建蔽率	法第53条第1項一号	建蔽率 （仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟	建築面積を 2,085.132(=5,212.83m ² ×0.4) 以下としなければならない
絶対高さ制限	法第55条	第一種低層住居専用地域等内における 建築物の高さの限度	建築物の高さの限度である10mを超えてはならない
道路斜線	法第56条第1項一号	建築物の各部分の高さ	容積率20/10に該当するため、立上がり距離：20mかつ勾配1.25/1
隣地斜線	法第56条第1項二号	建築物の各部分の高さ	第一種低層住居専用地域のイに該当するため、立上がり距離：20mかつ勾配1.25/1
北側斜線	令第135条	北側高さ制限	前面道路の反対側に公園,広場,水面その他これらに類するものが、ある場合に該当するため
日影規制	法第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	第一種低層住居専用地域のため、2～3時間/1.5m

用途制限について

【第一種低層住居専用地域に建築可能な建築物】

第48条「用途地域等」

第一種住居専用地域に建築可能な建築物は以下の通りである（建築基準法別表第二(イ)項より）

- ・住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
- ・兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m²以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校
- ・図書館等
- ・巡査派出所、公衆電話所等
- ・神社、寺院、教会等
- ・公衆浴場、診療所、保育所等
- ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等
- ・老人福祉センター、児童厚生施設等
- ・600 m² 以下のものに限る
- ・建築物附属自動車庫
- ・600 m² 以下、1 階以下のものに限る

【上記に該当しない建築物の建築】

特定行政庁の許可が必要

上記以外の用途を建築する場合、建築基準法第48条第1項ただし書きの規定により、特定行政庁の許可が必要となる

第四十八条

第一種低層住居専用地域内においては、別表第二（イ）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟は上記に該当しない用途で建築する場合は許可手続きが必要となる

絶対高さ制限について

【高さが10mを超えて計画しなければならない建築物の建築】

特定行政庁の許可が必要

10mの高さを超えて建築する場合、建築基準法第55条第3項二号の規定により、特定行政庁の許可が必要となる

第五十五条

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるもの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

4 第四十四条第二項の規定は、前項各号の規定による許可をする場合に準用する。

（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟は、10mの高さを超えて建築する場合は許可手続きが必要となる

2-2：計画の条件（2）関係する法規制等

前ページ同様、法規について整理を行った。建築基準法以外で、（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟に関わる法規を記載する。

その他関連法規

【都市計画法】

第53条「建築の許可」

都市計画施設(法11条)の区域または市街地開発事業(法12条)の施行区域に建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

↳ 「都市計画公園・緑地の整備方針」に位置づけられた優先整備区域以外の都市計画施設内の建築行為に該当（許可を得るための町田市の基準は以下の通り_町田市HP原文ママ）

- ①建築物の敷地に係る都市計画公園及び都市計画緑地の事業の実施が、近い将来、見込まれていないこと。（「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（平成23年12月）」に位置づけられた優先整備区域以外の箇所に限る。）
- ②市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）等の支障にならないこと。
- ③階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- ④主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ⑤建築物が対象区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、対象区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

【都市公園法】

第4条「公園施設の設置基準」

都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、以下の通りとしなければならない。→建築面積/敷地面積≦2/100

↳ [緩和]

都市公園法施工令 第6条第1項三号,4項「公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等」により以下の通り緩和を行うことが可能→建築面積/敷地面積≦10/100

「都市公園の占用の許可」

第6条

都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

第7条

2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、

都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

【都市公園法施行令】

第十二条

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、

同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十七項に規定する地域活動支援センター

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

【土砂災害防止法】

①土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、土砂災害防止法にもとづき

- ・宅地建物取引業者は、当該宅地または建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うこと
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施すること等が義務づけられます。

(※東京都建設局HPの原文ママ)

②土砂災害特別警戒区

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、土砂災害防止法にもとづき

- ・特定の開発行為に対する許可制
 - ・建築物の構造規制
- 等が行われます。

(※東京都建設局HPの原文ママ)

2-2：計画の条件 (2) 関係する法規制等

都市公園法に係る建築物の制限について、面積を算出し基準を満たしていることを確認した。

1) 計画建築物の建築面積

① 公衆便所	既存	28.33 m ²
② 管理事務所	既存	31.68 m ²
③ 東屋	既存	18.49 m ²
④ ポンプ小屋	既存	11.90 m ²
⑤ 東屋	既存	9.07 m ²
⑥ 公衆便所	既存	33.22 m ²
⑦ ひだまり荘	既存	196.23m ²
⑧ 公衆便所	既存	45.74 m ²
⑨ (仮称)公園案内棟 / 喫茶 / 版画工房 / アート体験棟	新築	1,000.00m ²
⑩ 版画美術館	改修	2,955.84m ²
⑪ (仮称) 工芸美術館	増築	1,195.00m ²
⑫ エントランス	新築	60.00 m ²
合計		5,585.50m ²

2) 公園敷地面積 (暫定値)

143,673.16m²

3) 都市公園法第4条_公園施設の設置基準

都市公園法で建築物の建築面積は公園面積の2%までとなっている。

① 公衆便所	28.33 m ²
② 管理事務所	31.68 m ²
④ ポンプ小屋	11.90 m ²
⑤ 東屋	9.07 m ²
⑥ 公衆便所	33.22 m ²
⑧ 公衆便所	45.74 m ²
⑨ (仮称)公園案内棟 / 喫茶 / 版画工房 / アート体験棟	1,000.00m ²
⑫ エントランス	60.00 m ²
合計	1,219.94m ²

$1,219.94m^2 / 143,673.16m^2 \div 0.9\% \leq 2\%$

休養施設や教養施設の建築面積は公園面積の10%までとなっている。

③ 東屋	18.49 m ²
⑦ ひだまり荘	196.23m ²
⑩ 版画美術館	2,955.84m ²
⑪ (仮称) 工芸美術館	1,195.00m ²
合計	4,365.56m ²

$4,365.56m^2 / 143,673.16m^2 \div 3.08\% \leq 10\%$



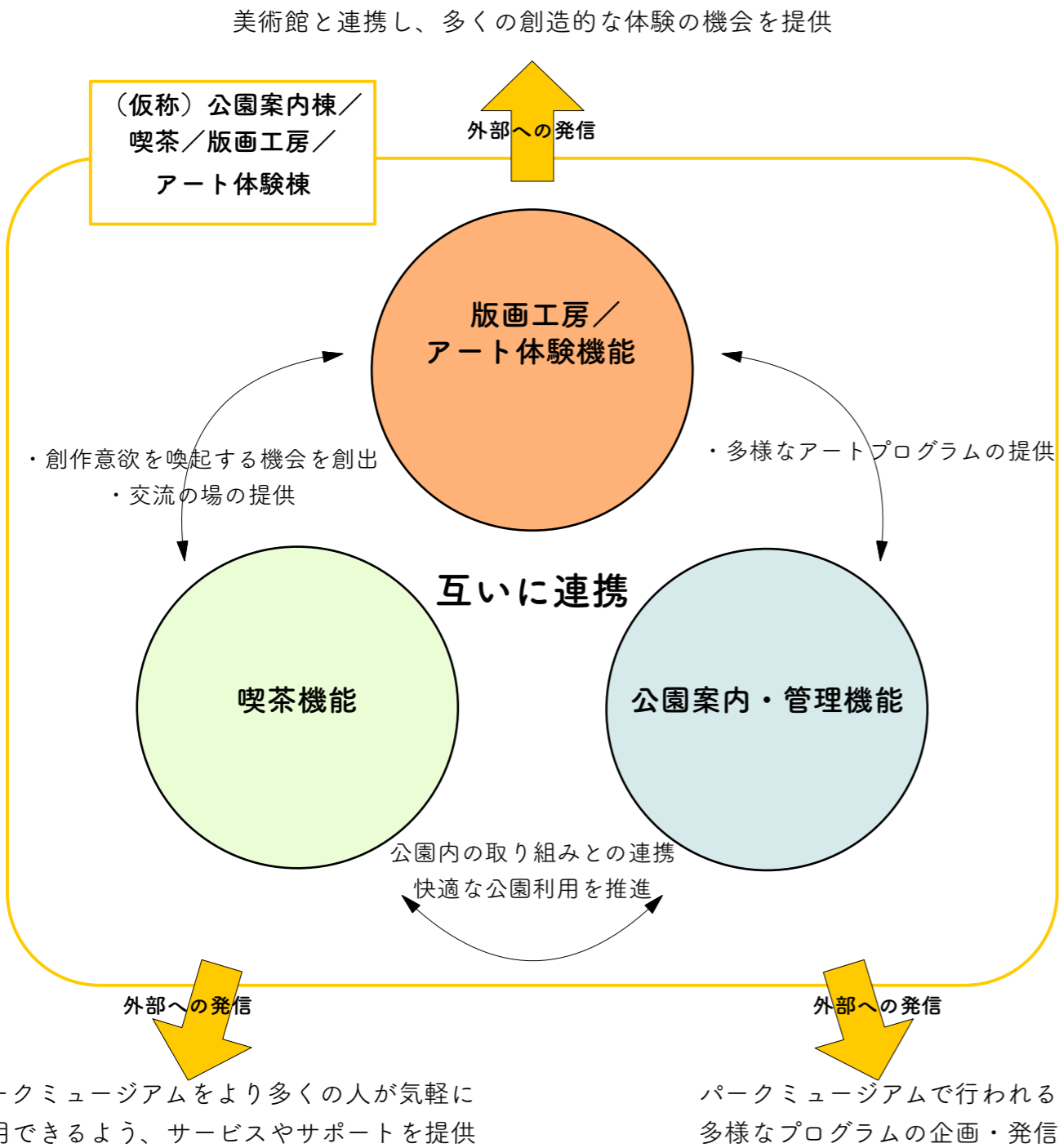
凡例
 : 設計対象の建築物
 : 設計対象外

§ 3 : 施設機能の考え方

3-1 : 各機能の目指す役割について

▶各機能の連携について

(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟がもつ3つの機能は、お互いに連携し、相乗効果を引き出します。
 例えば喫茶から工房が眺められることで創作活動に興味を持ってもらうきっかけを作りやすくしたり、パークミュージアム運営機能が施設内にあることで、公園での飲食企画の展開に対して柔軟に対応が可能になるなど、創造的な体験や学びを、今まで以上に荻ヶ谷公園に波及していきます。
 その特徴を引き出すために、建物内のゾーニングは3つの機能が連携しやすいものとして計画を行います。



(1) 版画工房／アート体験機能の活動指針

版画工房／アート体験機能

主な機能：版画工房、陶芸体験スペース、ガラス体験スペース、アトリエ

1 ● 誰もがものを作る楽しさを体験できる場を提供します。

工芸や版画などの制作活動を初めて行う人でも、子どもから大人まで誰もが制作でき、ものを作る楽しさに触れることができる機会と場を提供します。

2 ● 利用者が快適に作品を制作でき、スキルを高められる場を提供します。

版画美術館のコンセプトの一つである“作る”機能を代表する、日本でも数少ない本格的な設備が備わった版画工房としての価値を継承・発展させ、利用者が快適に制作活動を行うことができる場を提供します。

3 ● 多様な人々の創作意欲を喚起します。

創作活動の場が広く開かれ、公園や施設の利用者から制作活動の様子が“見える”ことで、版画や工芸の制作への関心を高めたり、市民の創作意欲を喚起するきっかけ作りに取り組みます。

活動イメージ



親子で参加できるものづくりの体験の場になります。



現在の版画工房機能を引継ぎ、本格的な制作活動ができる場になります。



公園からのアクセスがよく、活動が外から見えることで、より多くの人々が制作活動に触れる機会を持つことができます。

4-1 : 各機能の目指す役割について

(2) 喫茶機能の活動指針

喫茶機能

主な機能：喫茶（店内飲食、テイクアウト）、障がい者の働く場

1 ● 誰もが気軽に訪れることができる居場所を提供します。

公園でより快適に過ごすための、休憩や情報収集の場所、または活動の場所として誰もが気軽に訪れ、利用することができる“居場所”としての空間を提供します。

2 ● 多様な人々が交流できる場を提供します。

客席スペース・飲食提供などを通じて、多様な人々同士の繋がりやコミュニケーション、コミュニティなどの交流の場の提供やサポートを担います。

3 ● パークミュージアムの他の機能と連携し、賑わいを創出します。

版画工房／アート体験機能との連携だけでなく、美術館や公園でのさまざまな活動と連動した飲食機能の運用を行うことで、賑わい創出に寄与します。

活動イメージ



誰もが気軽に訪れることができ、活気溢れるコミュニティの場所になります。



多様な人たちが活躍・交流できる場として喫茶を運用します。



テイクアウト飲食提供やテラス席の設置を行うことでパークミュージアムを楽しむための拠点としての役割を果たします。

(3) 公園案内・管理機能の活動指針

公園案内・管理機能

主な機能：パークミュージアム運営事務所

1 ● 公園で居心地良くを過ごすためのサポートを提供します。

パークミュージアムの入り口（窓口）として、受付や施設案内をはじめとした様々な対応や、利用者が居心地良く、公園で日常を過ごせるようなサポートを行います。

2 ● 多様な人々がつながり、一緒にパークミュージアムを盛り上げていくためのマネジメントを行います。

公園来園者・施設利用者や周辺地域の方々など、多様な人々が訪れ、活躍し、互いにつながっていく居場所となる運営を行います。

3 ● パークミュージアムの活動を発信し、地域とつながる取り組みを推進します。

パークミュージアムで生まれる様々な活動を、公園内だけでなく、まちなかにも発信していくことで、公園や施設に来る方だけでなく周辺にお住まいの方々や駅前地域との連携を推進します。

活動イメージ



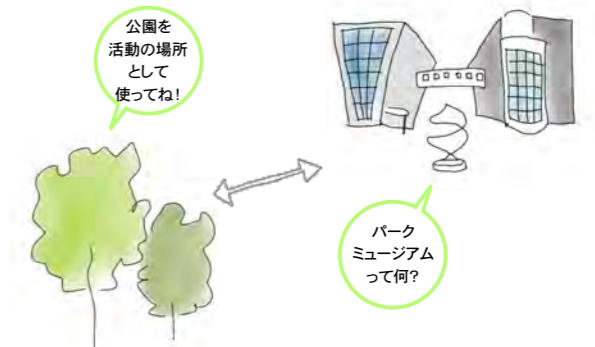
パークミュージアムで行われるさまざまな創作活動・アート体験等の「公園で〇〇したい」を実現する機会を創出します。



日常的に公園を使いたくなるサービスを提供し、パークミュージアムの情報発信や案内を行うことで多くの利用者が満足できる施設にします。



多様な人たちが活躍・交流できる場としてパークミュージアムをマネジメントします。



パークミュージアムの情報や案内だけでなく、人々の活動の様子も発信することで興味のタネをまき、地域とつながる取り組みを推進します。

§ 4 : 施設のあり方

（仮称）公園案内/喫茶/版画工房/アート体験棟の考え方

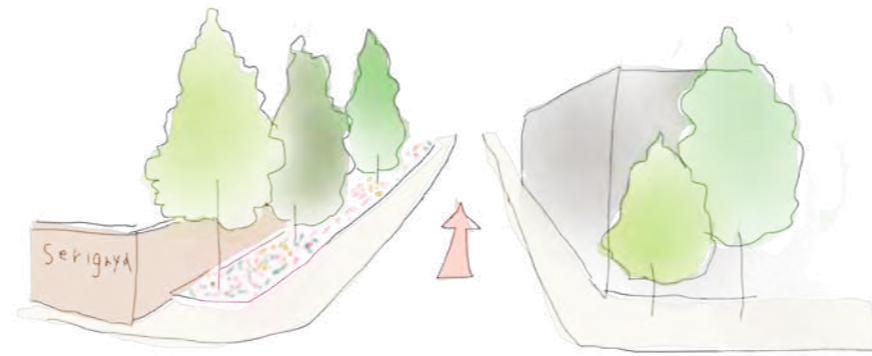
パークミュージアムと一体の自然環境を感じられる創作体験拠点

（仮称）公園案内/喫茶/版画工房/アート体験棟はアートと触れ合える機会が生まれる場所となるよう、専門性の高いプログラムだけでなく、子どもも気軽に参加できるプログラムが充実したと場します。施設には多くの人々が行き交うようにパークミュージアム全体と連動し、公園と施設内が一体的な回遊性を作り出す計画を検討していきます。また、風や光が抜けていく、芹ヶ谷公園の豊かな自然環境を感じられるような建築となるよう検討を進めていきます。

配置計画

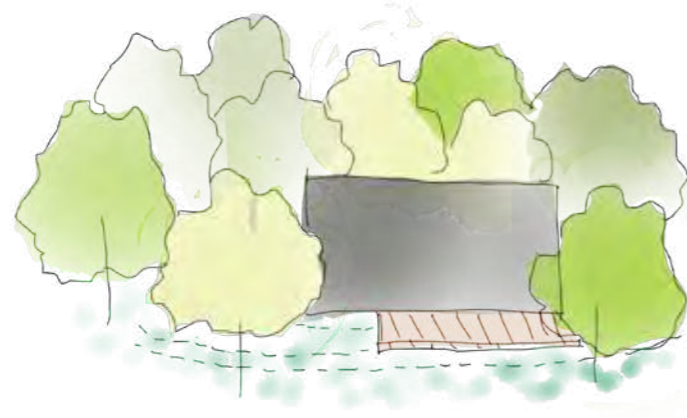
公園の入り口となる開かれた場所

芹ヶ谷公園のエントランスの一つとして、来園者が気軽に訪れられるよう、内部の活動が外からも見える等の工夫を行い、周辺に対して開かれた配置とします。



緑豊かな公園環境に馴染んだ建ち現れ方

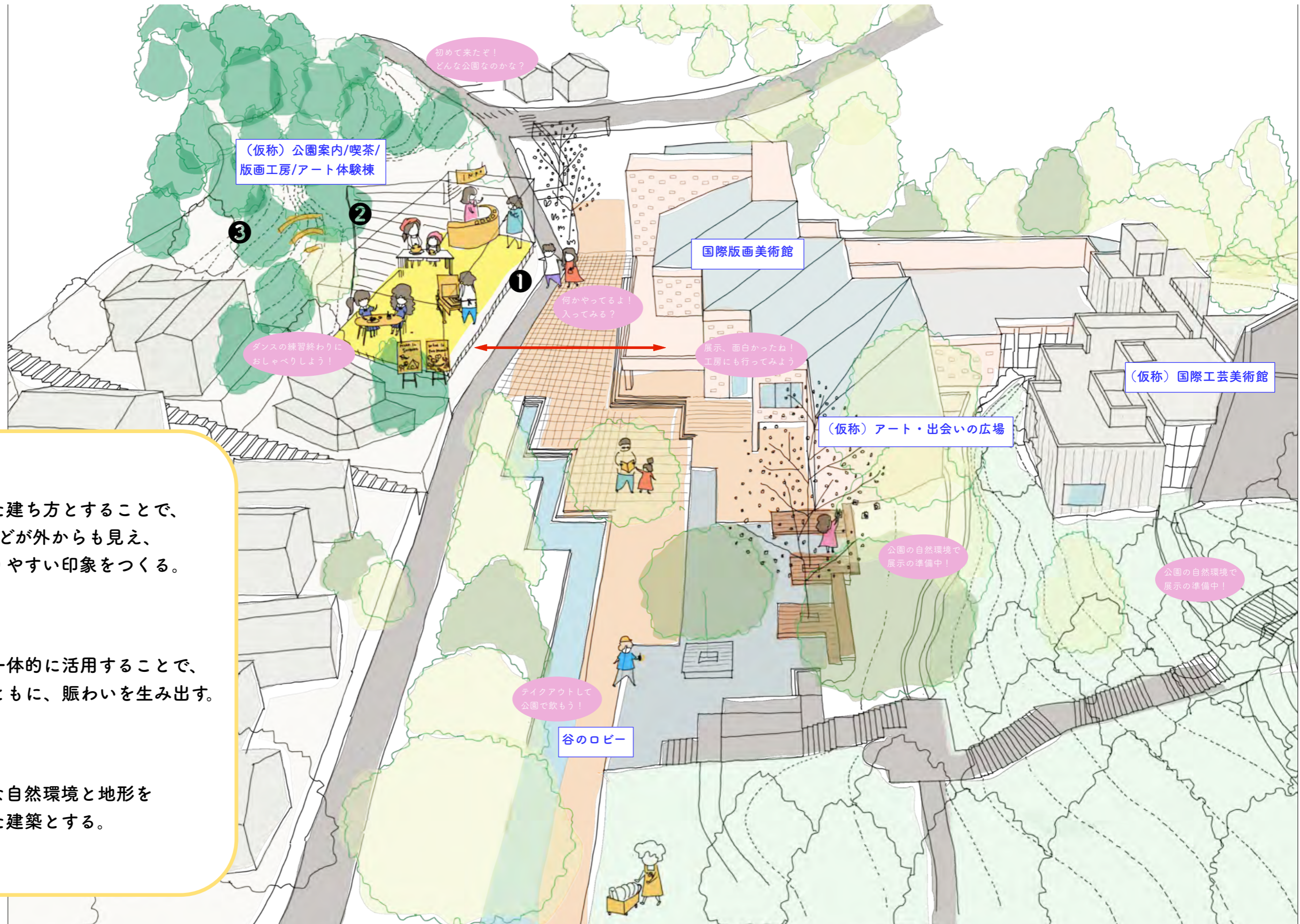
建物が緑豊かな公園に馴染み、周辺環境から浮いたものとならないように、住宅スケールを考慮したボリューム感として全体が建ち現れるよう配慮を行います。



外からも様々な活動が見える建築

来園者がアート活動に興味をもってもらえるよう、内部での活動の様子が外から見える機能配置とします。また、施設に訪れた人がいろんな活動に会えるように、内部の部屋同士も、お互いの活動が見えるようにゾーニングを検討していきます。





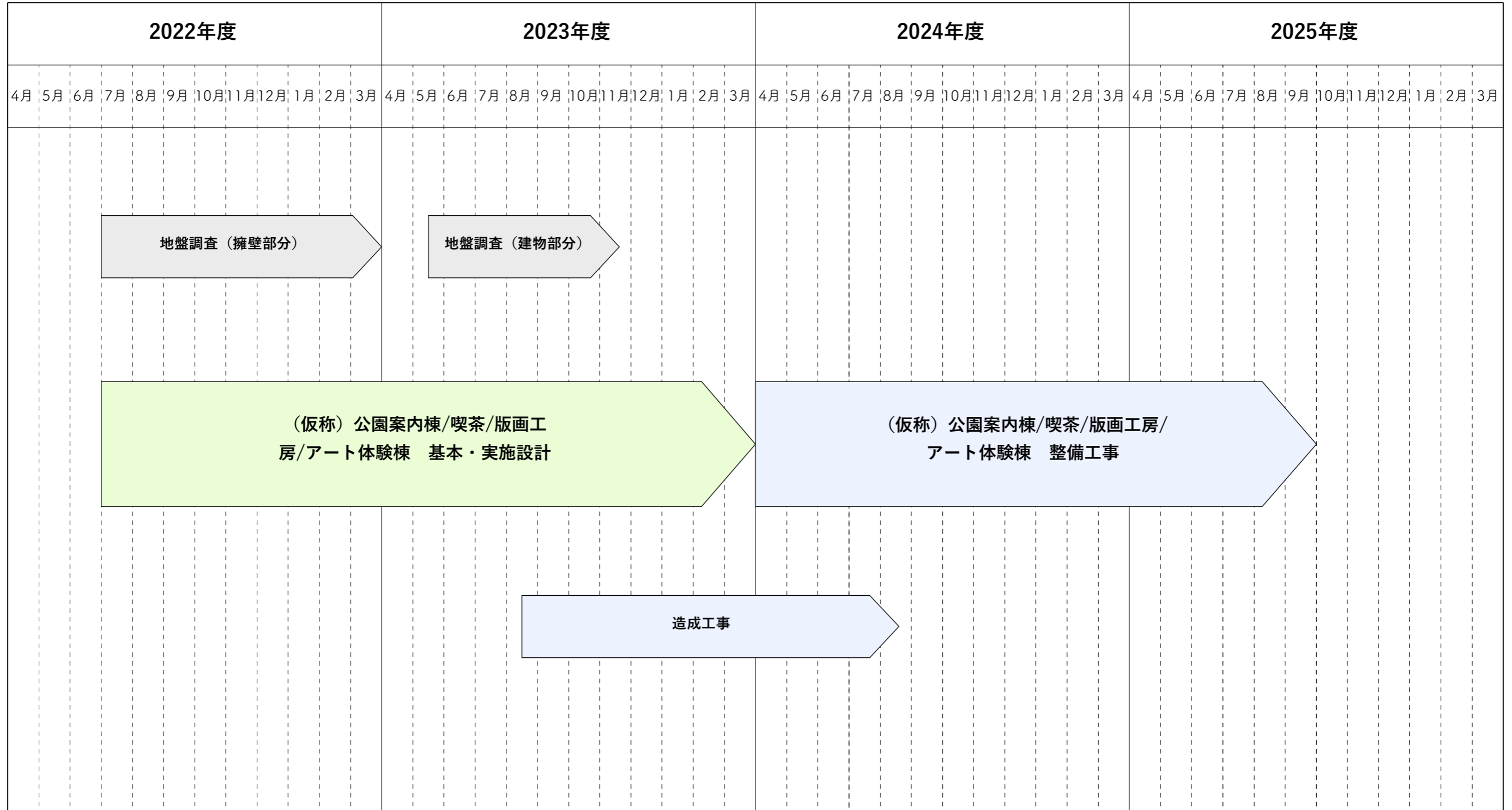
① 公園入口に開いた建ち方とすることで、工房の活動などが外からも見え、誰もが気軽に入りやすい印象をつくる。

② 外部空間を建物と一体的に活用することで、活動の幅を広げるとともに、賑わいを生み出す。

③ 敷地の豊かな自然環境と地形を生かした建築とする。

§ 5 : 計画推進に向けて

(仮称) 公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟の想定整備スケジュールについて整理を行なった。



§ 付属資料（専門家や利用者の意見等）

1 基本計画の策定にあたって 2 意見交換やアンケート結果

1 基本計画の策定にあたって

基本計画の策定にあたっては、これまでに（1）版画工房・アトリエ利用者（2）版画・陶芸・ガラス工芸等の専門家（3）子ども（4）国際版画美術館運営協議会（5）博物館運営委員会や喫茶けやき及び広く市民の方々と意見交換及びアンケートを実施し、いただいたご意見を計画へ反映しています。ご協力いただいた皆様ありがとうございました。

2 意見交換やアンケート結果

(1) 版画工房・アトリエ利用者

ア スケジュール

2021年 9月14日	「体験工房」の整備に向けてご意見をうかがう会
9月19日	
9月26日	
2021年12月16日	新しい工房の整備に向けていただいたご意見の報告会
12月19日	

イ 主な意見

【安全性の確保】

- ・版画は腐蝕液や引火性のものを使うため、安全性を確保してほしい
- ・版画工房の中に制作者以外が入ることは危険である。子どものための体験スペースを作るのであれば、別棟を作ってもらえると安心して制作できる

【現在の工房機能の維持】

- ・現状の版画工房の規模を縮小しないこと
- ・今の版画工房のスペースやプレス機などをそのまま維持してほしい

【工房の設計】

- ・現在の制作しやすい動線を保った設計をお願いしたい
- ・体験アトリエを全部ガラス張りでオープンスペースにするのは格好いいが、動線が混乱しないようお願いしたい

【子どもと体験】

- ・子どもが体験しているスペースを、ガラス張りにするなど外から見える形にするのは賛成である
- ・版画工房はこのままの形で（版画美術館内に）残してほしい
- ・工房・アート体験棟は、別棟で、子供が水着のまま版画制作体験ができるなど、子どもたちが自由にアートを経験できる空間として作って欲しい

【ビジョン】

- ・1か所でいろんな経験が出来るのはいいと思う
- ・国際版画美術館の名前に恥じない工房を作って欲しい

(2)版画・陶芸・ガラス工芸等の専門家

(3)工房のコンセプト、②他施設との連携、③創作スペースの共有、④活動の「見える化」、⑤プログラム、⑥安心・安全、工房の規模、⑦工房の設備や設置する機材、⑧工房の一般開放、⑨管理・運営体制 の9項目について、6人の専門家へ2回ずつヒアリングを行った

ア 対象者とスケジュール

分野	氏名（敬称略）	所属
版画（リトグラフ）	遠藤 竜太	武蔵野美術大学教授
版画（銅版画）	大矢 雅章	多摩美術大学准教授
陶芸	安諸 一朗	陶芸アトリエ主宰、元陶芸スタジオ講師
ガラス工芸	栗田 絵莉子	玉川大学芸術学部講師
教育普及	降旗 千賀子	元目黒区美術館学芸員 町田市立国際版画美術館運営協議会委員
教育普及	宮原 裕美	日本科学未来館科学コミュニケーション室室長代理、町田市立博物館運営委員会委員

氏名（敬称略）	1回目	2回目
遠藤 竜太	2021年 9月24日	2022年 2月25日
大矢 雅章	10月 3日	2月17日
安諸 一朗	10月25日	2月24日
栗田 絵莉子	10月26日	2月17日
降旗 千賀子	10月15日	3月 4日
宮原 裕美	11月 1日	2月25日

2 意見交換やアンケート結果

イ 専門家の意見を市が整理し、確認した方向性

- ・幅広い市民を対象に、はじめて触れる人や子どもから楽しめるプログラムを提供すること
- ・新たな利用者が参加しやすい環境づくりとすること
- ・版画については、現在の版画工房・アトリエと同じく、はじめての人から本格的に創作を行う人まで利用できる工房とすること
- ・描画スペースなど、共有できるものは共有し、スペースの有効活用を図ります。共有化は効率の良い空間利用ができると同時に、異なる表現方法の制作が見えることで、新たな興味や交流が生まれ、市民の創作活動が深まることが期待できます
- ・工房内の活動が外から見えることで、公園来園者が制作に興味をもったり、やってみようと思ったりの効果が得られます
- ・施設の活性化をはかるため、作品を発表できるスペースを設けることなども検討し、制作だけでなく創作活動全体を支援すること

(3) 子ども

ア 子どもセンター「まあち」にてインタビューを実施

- ・実施日 2021年10月21日
- ・質問内容 新しい工房への希望、アイデアの収集

イ 高ヶ坂小学校及び町田第二中学校の児童・生徒を対象にアンケートを実施

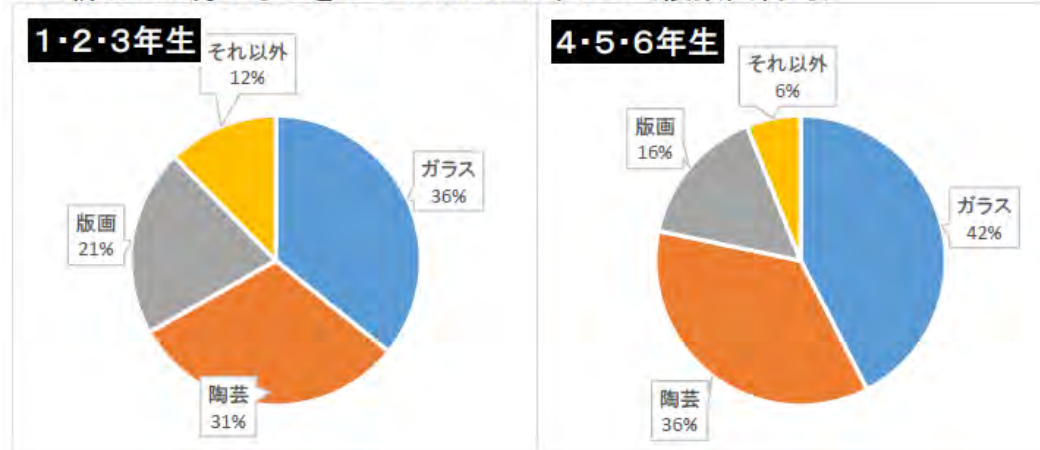
- ・実施日 ①高ヶ坂小学校 2月16日から2月25日（284名）
②町田第二中学校 2月16日から2月22日（398名）

ウ 質問内容 ①芹ヶ谷公園に行ったことはありますか

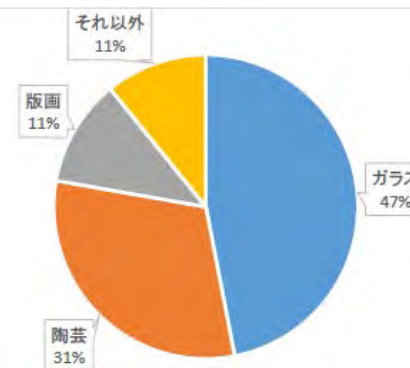
- ②国際版画美術館に行ったことはありますか
- ③新しい工房には、誰と行きたいですか
- ④新しい工房には、どんなときに行きたいですか
- ⑤新しい工房で、なにをやりたいですか

①高ヶ坂小学校

Q 新しい工房でなにをやりたいですか？（複数回答可）



②町田第二中学校



【ガラス】

- ・コップ（自分用、パパとママ用、プレゼント）、ネックレス、アクセサリ、スノードーム、日本のガラス財規が見たい、ガラスにお絵かき、お皿、置物、コップに絵を描く、色を付ける、吹きガラス、色を付ける、キーホルダー・ストラップ、風鈴、スタンドグラス等

【陶芸】

- ・お皿、コップ、茶碗、抹茶を飲むやつ、道具入れ、プレゼント、つぼ、花瓶、器、器に色を付ける、ろくろを使ってみよう等

【版画】

- ・洋服、バッグ、マスク、カレンダー、判子、プレゼント、道具を触ってみたい、オリジナルのものを作りたい、町の風景、自分が一番得意な絵、マイトートバッグ、マイTシャツ、有名な絵を刷ってみたい、リトグラフの表現が気になる、現代の人物などを浮世絵にする

2 意見交換やアンケート結果

【それ以外】

- ・ボシエット、アートを書きたい、絵の具で海や魚、折り紙、手芸、編み物、ペン立て、ピアス、木や紙の工作、写真立て、缶バッジ、プロの技を見てみたい、スニーカーなどにデザインしたものを印刷、オリジナルのぬいぐるみ、ミサンガ、日本画・海外画の鑑賞がしたい

(4) 国際版画美術館運営協議会

- ア 開催日 ①2021年10月27日
②2022年2月2日

イ 主な意見

- ・行政以外の組織と協働できるいい機会だと思う
- ・学校教育だけでなく、放課後の活動や単純に興味を持った子など、子ども全体で捉えて検討してほしい
- ・新しいアトリエは、教育普及に対する期待がとても大きい。充実したプログラムを作るために、人をきちんとつける必要がある
- ・工房については今後も「作る」という事を大事にしていきたい、ご意見なども市へお伝えしていきたい

(5) 博物館運営委員会

- ア 開催日 2022年3月7日

イ 主な意見

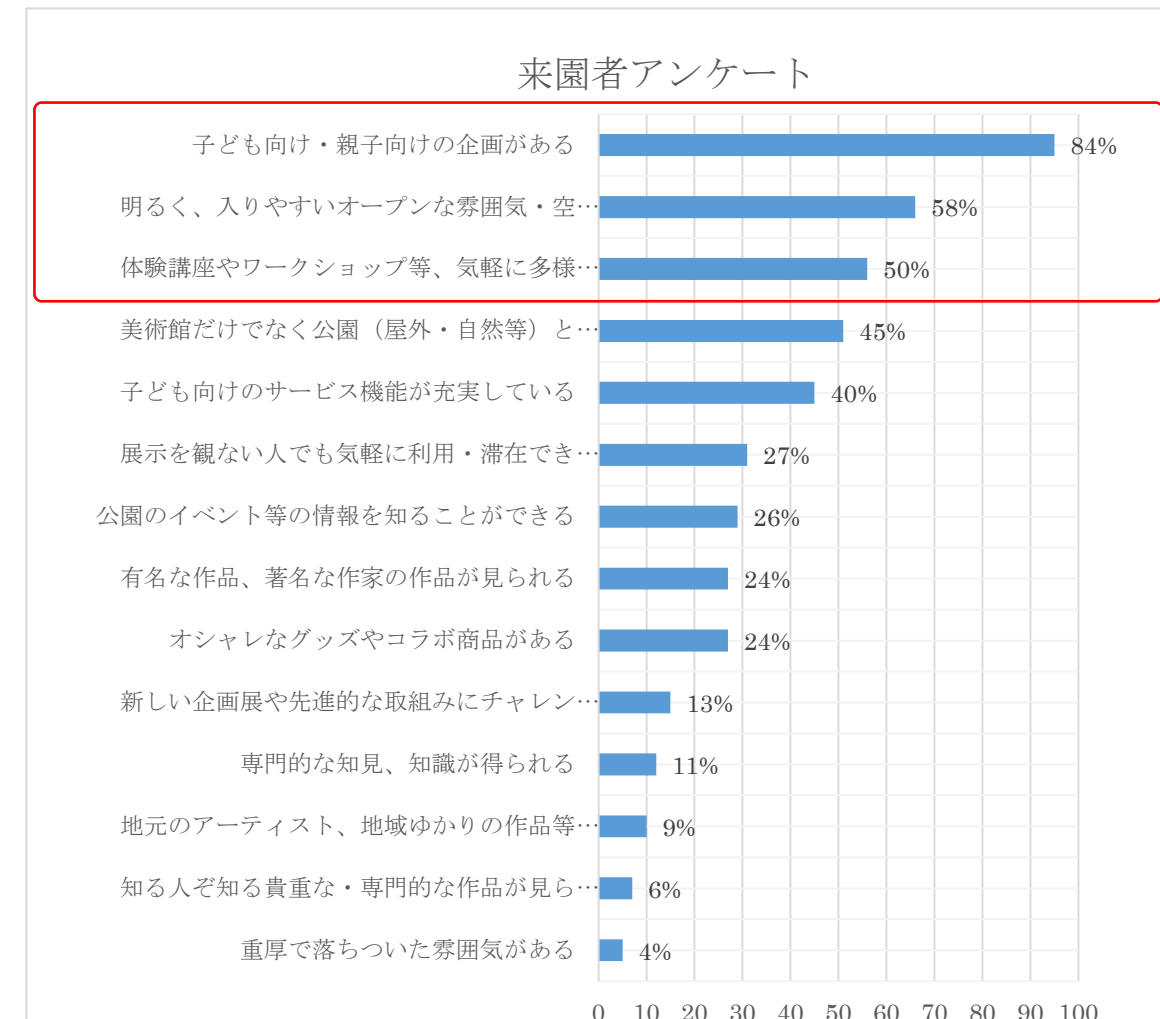
- ・プログラムの運営にあたっては、官民の関係性がフラットであると良い。民間事業者が主体的に運営できる部分も重要だと考えている。
- ・(仮称)公園案内棟/喫茶/工房・アート体験棟や国際工芸美術館など、箱を意識して区切りがちに見えるため、空間の連続性を大切にすることが必要

(6) アンケート

ア 来園者アンケート

さくらまつり2022の際に、芹ヶ谷公園に来園した方を対象とし、アンケートを実施しました。

「公園に来た時に、どんな美術館だったら入ってみたい、また訪れたいと思いますか」の質問に対して113名の方からご回答いただきました。



2 意見交換やアンケート結果

イ 町田市民アンケート調査（2020.11 実施、対象 3,000 人、有効回答率約 33%）

- ①文化芸術の鑑賞を促進する方策、文化芸術の活動を促進する方策は、
いずれも次の2つが上位2傑
- ・住んでいる地域やその近くで鑑賞することができる（51.2%、41.6%）
 - ・魅力ある催しが行われる・多様なジャンルの催しが行われる（45.6%、34.0%）

- ②活動を促進する方策は、
- ・初心者向けの活動・気軽に参加できる活動が行われる、33.4%で続く。
 - ・さらに、回答者別に分析したところ、活動しなかった・できなかったグループにおいては、「初心者向けの活動・気軽に参加できる活動が行われる」が2位に入っており、新たに裾野を広げるにあたって検討すべき事項としている

- ③文化芸術に親しむ市民が増えるために必要な市の取り組みについては、
- ・「気軽に親しめる・楽しめる場づくり」が47.7%と最も高く、次いで
 - ・「公共施設を利用しやすくする」が30.4%
 - ・「体験や触れる機会の充実・提供」が30.0%となっている。

- ④文化芸術面で力を入れて欲しいことについては、
- ・「文化芸術の鑑賞機会や活動、催事等が充実している」が31.5%と最も高く、次いで
 - ・「美しい景観や自然が大切にされている」が26.6%
 - ・「子どものうちから多様な文化や芸術に触れられる機会が多い」が23.7%となっている。

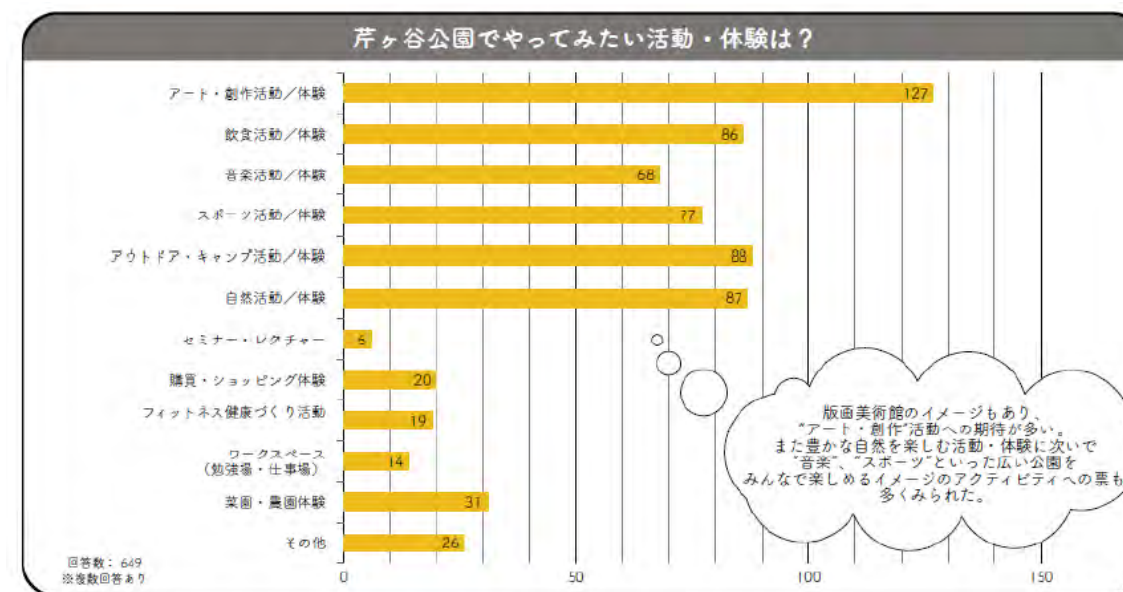
- ・その他、美術館だけでなく公園と一体的に楽しめる 45%/展示を観ない人でも気軽に利用・滞在できる空間がある 27%/公園のイベント等の情報を知ることができる 26%/知る人ぞ知る貴重な作品を見られる 6%/重厚で落ち着いた雰囲気がある 4% 他

ウ 芹ヶ谷公園でやってみたい活動調査

（2019年8月24日から11月4日までに計6回実施、回答数649人）

※芹ヶ谷公園“芸術の杜”プロジェクトパークミュージアムコンセプトブックより

- ・「アート・創作活動」や「飲食活動」が多く挙げられました。
- ・アンケート結果については以下の通りです。



「(仮称) 公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟」基本計画(案)に対するご意見

番号	ご意見の種類	ご意見の概要	市の考え方
1	将来への期待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芹ヶ谷公園がもっと市民の皆さんの憩いの場となり、版画美術館や(仮)工芸美術館そして、体験工房が一体となり、そこから世界に文化の発信ができることで、町田に住んでいる誇りとポリシーを誰もが持てるまちづくり、に大いに期待しております。体験工房は単に体験だけでなく、工芸の専門家共に、作り手の手わざを見せて頂く機会を増やして、企画展ともコラボする施設が大事かとおもう。 ・ 工芸や版画の心を伝えることが、新しい文化を時代ごとに積み重ねていくことだと思う。 	<p>芹ヶ谷公園"芸術の杜"パークミュージアムから、文化芸術を発信していくことを目指しております。工房につきましても、工芸の専門家や企画展、地域の工房等とコラボレーションしながら運営してまいります。ご意見は運営計画等の参考にさせていただきます。</p>
2	理念・ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際版画美術館を大切にしたい。 ・ 文化のある町として活性化していくこと自体はありがたいことと思っている。 ・ 芹が谷公園で版画美術館の機能を生かして、何らかの創作の拠点を作りたい、との考えを全否定するつもりはない。 	<p>国際版画美術館は、開館以来の役割「鑑賞」「創作」「発表」の機能を一体的に提供するという役割を担ってきました。版画に加えてガラス等の制作もできる新しい工房と二つの専門美術館を密接に連携させることで、これまでの役割をより発展・継承させていきます。</p>

3	(仮称) 公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟での活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ガラスフュージング」が体験できる工房を、と思う。ガラスフュージングは、普通では作ることの出来ないので、ガラスで作る事の楽しさを味わって貰え、子どもの体験出来る工作で好評である。 ・物を作る楽しさは版画、ガラス、陶芸だけでなく、様々な種類の体験の場と機会を用意することで、個人個人がそれぞれの興味関心やタイミングで何をするかを選び、体験できることが大切である。 ・様々な種類の体験の場と機会を用意し、個人個人がそれぞれの興味関心やタイミングで何をするかを選び、体験できることが大切である。そのための設備のほか、公園内の自然を開発するネイチャーセンターの機能、パークマネージャーの配置、公園応援団のようなボランティア等の機能を提案する。 ・新たに設置されるスペースに、町田の縄文を常設し紹介するスペースを作っていただきたい。町田市の縄文文化は世界的にも評価が高く、誇るべき文化財産である。そのことをもっと外に向けてアピールするべきだと思っている。 	<p>工芸体験については、アート体験棟に電気炉を設置する予定であり、ガラスフュージングやパート・ド・ヴェールを含むキルンワーク(電気炉を使用する技法)の講座が行えるようになる計画です。</p> <p>その他、いただいたご意見を運営計画等への参考及び反映するなどしながら進めて参ります。</p>
4	基本計画の作り方	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画概要」といえども建物を作るため、建物の配置、規模、フロア構成など、もう少し市民が具体的な建物のイメージをもてる資料を提示して意見を求めるべきだと思う。 	<p>建物の諸室の構成やフロア構成等につきましては、基本設計の段階において、ご意見等を伺い進めていく予定です。</p>
5	建設地	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地は土砂災害特別警戒区域、と土砂災害警戒区域に指定されている敷地であるため、周辺環境への配慮の仕方や防災対策等を示す必要があると思う。 ・坂地に建物が建つことについての安全性を危惧している。 	<p>また、建設予定地の安全性を確保するための検討も行ってまいります。</p>

6	自然・緑	<ul style="list-style-type: none"> ・建設する場所の自然調査を東京都の条例に基づき実施して欲しい。 ・この計画によってどれだけの緑が失われるのだからと不安だ。 ・木を切る場合は最低限の考慮をして欲しい。 	<p>「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、進めて参ります。</p> <p>整備にあたり、緑豊かな公園環境に馴染むように建物全体が建ち現れるよう、配慮をいたします。</p>
7	(仮称) 公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟の設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工房・アトリエは、1階(鑑賞→制作見学の動線を守る)にして欲しい。 ・現在の工房は北面しているが、今後は南面する。見学廊下から光が差し込んで制作が出来ない。 ・喫茶軽食は2階。ひさしの上はカフェテラスにすればよい。2階に他に汎用室(会議、集会、アトリエが塞がっている時の講座など) ・3階に管理部署設備、規模は現工房・アトリエを下回らぬこと ・ユニバーサルデザインに配慮してほしい ・デザインブックに記載された様々なアイデアやビジョンを実現するためには、施設や設備の内容が不十分である。 ・自由度の高い部屋を複数作り、様々な体験に対応できる施設にして欲しい。 	<p>ご意見は、今後、基本設計を進めていく中で、参考にさせていただきます。</p>
8	市民等意見・市民との話し合い	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のビジョンや活動のイメージ、施設の考え方はもちろん大切だが、具体的な建築計画を示した上で、市民の意見を聞きながら、基本設計をまとめてほしい。 ・地元住民、工房利用者との話し合いはしっかり行われているのか。 ・専門家の方々も含め多くの議論が必要と思われる、今後も市民の意見を聞きながら熟考を重ねる必要があると思う。 	<p>これまでも工房利用者や地元住民の方のご意見を聞きながら進めてまいりました。今後行う、基本設計の段階においてもご意見等を伺いながら進めていく予定です。</p>

9	工房移転の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・別の場所に移設する必要があるのか。銅版画を作る際には有毒な廃液が出るため、わざわざ移設するのは危険を伴う。今のままの工房の存続を求める。 ・版画工房は銅版画も作ることができる本格的な設備が整っており、市外からの利用者もおり、大変評価が高い工房である。それをどうして別の場所に移設する必要があるのか。 ・版画工房とアトリエを移転することに反対。移転しなければ、費用と工期を縮小でき、版画美術館の魅力を減じないため。また、版画のことは版画美術館、その他はアート体験棟と、施設ごとのカラーを明確にするため。 	<p>建築物の整備及び移設につきましては、安心・安全を重視し、基本設計において、検討を進めて参ります</p> <p>また、美術館内である現在の版画美術館内の工房では、ガラスや陶磁など新たな分野への拡充に対応ができないため、現在の版画工房をご利用の方はもとより、より多くの方に自ら創作するきっかけや楽しさを提供するために、新たな場（工房）を整備します。</p> <p>カフェ・レストランについても、美術館とは別棟とすることで対応できる自由度が増す等、今後の運営やサービスのあり方も踏まえ総合的に検討した結果、機能の移転を行うこととしました。</p>
10	工事について	<ul style="list-style-type: none"> ・工芸館新設、版画美術改修、公園案内棟/喫茶 /工房・アート体験棟建設、新規の外部EV新設での工事車両はどこを通過し、その程度の車両が公園の周りの近隣住宅地を通過するか示してください。 	<p>工事車両の通過動線や工事の実施方法などについては、工事実施前に行う工事説明会でお知らせしてまいります。</p>

その他のご意見

- 収蔵する美術品を購入してまでして進める美術館の建設は、税金を遣うのが目的にしかならず、危険な傾斜地に無理に建設するのは今後に大きな課題を残すだけで、全く持って無駄以外の何物でもない。
- 版画美術館の改修や駐車場の整備を優先的に進めるのが重要。
- 高ヶ坂交差点付近の交通網の渋滞を道路整備で解消してほしい。
- 版美と工芸美術館を結ぶエレベーターとブリッジについて、費用対効果や公園内の景観を考えても反対。
- 芹が谷公園のすぐ近くに八幡平遺跡や牢場遺跡などがある。町田市を売り込みたいのなら、縄文土器の展示をして縄文をアピールした方がいいと思う。
- アートに出会うという事はどういうことなのか、と考えたとき、さまざまな個性を持った人が無理なくアートに出会える機会を作ることが肝要だと考える。